



大津市公報

平 成 25 年 6 月 24 日
号 外 (第 46 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次	
条 例	
47 大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	1
48 大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例.....	1
49 大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	1
50 大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	2
51 大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例.....	2
52 大津市都市公園条例の一部を改正する条例.....	2

条 例

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 6 月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第47号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市庁舎整備計画検討委員会の項、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会の項、大津市健康おおつ21（第2次計画）策定委員会の項及び大津市びわ湖大津館の利活用審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 6 月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第48号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「同条第2項」を「同条第3項」に、「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 6 月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第49号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第21項第1号及び第2号中「動物取扱業」を「第1種動物取扱業」に改め、同項第6号中「ねこ」を「猫」に改め、同項第7号中「第35条第2項」を「第35条第3項」に、「ねこ」を「猫」に改め、同項第8号中「ねこ」を「猫」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 9 月 1 日から施行する。

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 6 月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第50号

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「麻酔科」を「麻酔科 形成外科」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 7 月 1 日から施行する。

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 6 月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第51号

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉審議会条例（平成20年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 項を加える。

- 2 前項の児童福祉に関する事項には、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第 1 項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。この場合において、当該事務に関する事項を調査審議する児童福祉専門分科会は、同項に規定する合議制の機関とする。
- 3 教育委員会は、その権限に属する子ども・子育て支援法第77条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に意見を聴くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 6 月24日

大津市長 越 直 美

大津市条例第52号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「堅田雄琴湖岸公園」を「北比良旧舟だまり公園 南比良旧舟だまり公園 清林パーク 栗の実広場 虹が丘南公園 和邇公園 南浜旧舟だまり公園 和邇春日多目的広場 和邇春日三丁目公園 小野妹子公園 水明東公園 水明緑地公園 水明一丁目運動広場 水明西公園 朝日公園 朝日緑地公園 湖青南公園 湖青北公園 やまゆり公園 下龍華児童公園 真野川児童公園 真野六丁目公園 真野六丁目緑道 向陽公園 花園児童公園 花園緑地 まんだら公園 陽明公園 みどり公園 清和公園 本堅田児童公園 堅田臨水児童公園 堅田雄琴湖岸公園 十六夜公園 堅田南児童公園 堅田かや児童公園 堅田駅前第 2 公園 大友桜公園 衣川児童公園 衣川台地児童公園 天神川緑地 堅田内湖公園 堅田西児童公園 堅田北児童公園 堅田東児童公園 御所之山公園 仰木西公園 御呂戸川緑地 けやき通児童公園 奥の野児童公園 東山緑地 このみ公園 雄琴駅前北街区公園 ゆめ公園 仰木東公園 くぬぎ緑地 おやま公園 さとひがし公園 さとみ緑地 雄琴西公園 雄琴川緑地 かざみ公園 出口公園 のぞみ公園 雄琴三丁目緑地」に、「雄琴臨水公園」を「雄琴臨水公園 雄琴湖岸緑地 ことみ公園 苗鹿さくら公園 坂本石積みの郷公園 大宮川緑地 袋古墳緑地 坂本児童公園 坂本北街区公園 日吉台第 1 公園 高橋川緑地 日吉台第 2 公園 日吉台第 3 公園 日吉台第 4 公園 日吉台第 5 公園 日吉台第 6 公園 日吉台第 7 公園 日吉台第 8 公園 日吉台第 9 公園 日吉台第 10 公園 日吉台第 11 公園 新唐崎公園 比叡辻臨水公園 唐崎隣松園緑地 唐崎駅前公園 あかね町児童公園 際川児童公園 高砂古墳公園」に、「皇子が丘公園」を「皇子が丘公園 西大津駅前緑道 比叡平一丁目児童公園 比叡平第 1 公園 比叡平第 2 公園 比叡平第 3 公園 比叡平第 4 公園 山中児童公園 蟬丸の里公園 稲葉台児童公園」に、「皇子山総合運動公園」を「皇子山総合運動公園 川口公園」に、「長等公園」を「長等公園 大津駅前児童公園 逢坂丸山公園 本宮公園 大津駅前公園」に、「大津湖岸なぎさ公園」を「大津湖岸なぎさ公園 におの浜緑地 におの浜児童公園 馬場児童公園 鶴の里公園 池ノ内公園 鶴の里東公園 鶴の里緑地 音羽街区公園 呼次松児童公園 相模川緑地」に、「膳所城跡公園」を「膳所城跡公園 中庄児童公園 湖城が丘街区公園 池の

内緑地」に、「茶臼山公園」を「茶臼山公園 富士見台児童公園 ヘルヴィ公園 富士見ふれあい公園 唐橋小橋公園 北大路街区公園 北大路三丁目東児童公園 北大路三丁目西児童公園 螢谷公園 国分ふれあい公園 伽藍山公園 寺津児童公園 石山公園 多羅川緑地 大平公園 大平緑地 丸山公園」に、「南郷公園」を「南郷公園 南郷朝日が丘公園 月見台公園 南郷上山公園 上ノ山第 1 公園 岡ノ平児童公園 東が丘公園」に、「大石緑地」を「大石緑地 グリム公園 イソップ公園 アンデルセン公園 大石グリーンパーク 桜公園 桜谷第一児童公園 大石東児童公園 佐久奈度公園」に、「田上公園」を「田上公園 山田児童公園 もみじが丘公園 もみじが丘緑地 小山児童公園 稲津南児童公園 稲津児童公園 湖南台地東児童公園 湖南台地西児童公園 大戸川緑地 サンシャインパーク 大鳥居街区公園 新免児童公園 青山東児童公園 大津草津緑地 青山西児童公園 青山中央公園 青山中児童公園 青山南児童公園 松が丘緑地 松が丘東児童公園 松が丘北児童公園 松が丘西児童公園」に、「唐橋公園」を「唐橋公園 瀬田川緑地 瀬田新緑苑児童公園 建部児童公園 野郷原児童公園 松陽第 1 公園 松陽第 2 公園 松陽第 3 公園 瀬田湖岸緑地 宮ノ下公園 久保江児童公園 野々下児童公園 山口街区公園 大江児童公園 フォレオー一里山公園 瀬田駅前西公園 瀬田駅前児童公園 大萱児童公園 瀬田焼野児童公園 四反田児童公園 茶屋前児童公園」に、「一里山公園」を「一里山公園 長沢川緑地 小松原児童公園」に、「瀬田公園」を「瀬田公園 ローズベニー里山公園 瀬田ヘルヴィ公園」に、「月輪大池公園」を「月輪大池公園 新ノ池公園 ヘル北公園」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。